

**第 7 期横須賀市障害福祉計画  
(第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む)**

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

## (5)障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	成果目標
児童発達支援センターの設置	横須賀市療育相談センターの設置を継続
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	5カ所以上を確保
医療的ケア児等(以下、医ケア児)の支援のための関係機関の協議の場の設定	医療的ケア児等支援協議会の開催を継続
医ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置を継続

### ■活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	延76人	延76人	延76人
サポートブックの作成人数	333人	373人	413人
サポートブックの作成のための説明会や勉強会の開催回数	年3回	年3回	年3回
市内の医ケア児を受け入れている児童発達支援事業所数	3カ所	4カ所	5カ所
市内の医ケア児を受け入れている放課後等デイサービス事業所数	7カ所	8カ所	9カ所
市内の医ケアのある人を受け入れている生活介護事業所数	5カ所	6カ所	7カ所
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	2人	3人	3人
福祉型障害児入所施設の建設(建て替えを含む)	0カ所	0カ所	1カ所※

※ 建設の着工を含む。

### ■現状・課題

- 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)については、横須賀市療育相談センターの巡回相談や保育所等訪問事業所等による訪問支援等により浸透してきていますが、さらなる推進が求められています。
- 発達障害等に関するピアサポートの活動について、障害のある児童の保護者等が障害福祉相談員に対して、直接連絡をすることが難しいといった理由により、障害福祉相談員に対する相談があまり寄せられていない状況です。
- 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れることのできる事業者は、市内に

一定数存在するものの、十分な支援体制が確保されているとは言えない状況です。

- 在宅の医療的ケア児のレスパイトケアが不足しています。
- 医療的ケア児が、市内の保育園等に通うことが難しい状況です。
- 医療的ケア児の登下校時における送迎バスやタクシーの活用が試行されているものの、利用できる児童は限られているため、保護者が送迎可能な場合、保護者に協力してもらっているなど、医療的ケア児の登下校時の送迎は大きな課題となっています。
- 医療的ケア児の支援を行うことのできる看護師を確保することが難しい状況です。
- 現在、市内の福祉型障害児入所施設は、入所定員枠が十分ではないため、本市が援護の実施者となる児童は、県外の施設に多く入所している現状があるほか、児童養護施設等で入所を待機している児童もおり、市内への新たな入所定員枠の確保が求められています。
- 市内に設置されている福祉型障害児入所施設は、建設から相当の年数が経ち、老朽化が進んでいます。

#### 成果目標・活動指標の設定の考え方

国の基本指針に定める目標に対し、すでに達成しているものについては、本計画期間でも継続して行うことを目標とします。

障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)については、既存の協議会や研修等を活用しながら、関係者が連携して推進していく体制の構築を図ります。

主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所については、令和5年11月現在で市内に3カ所存在しますが、さらなる拡大を目指し、令和8年度末までに少なくとも5カ所を確保することを目標とします。

活動指標のうち、ペアレントトレーニング等の支援プログラム等に関する数値については、現在療育相談センターで行っているプログラムの令和4年度の実績に基づき、これを継続して実施するものとして設定しました。

サポートブックの作成人数については、平成29年度に制度を開始して、令和5年9月で6年半が経過し、273人分作成されていることから、作成人数を年数で割り返し、毎年の新規作成人数を40人程度と見込み、設定しました。

サポートブックの作成のための説明会等の開催回数については、現在の説明会の開催回数を維持するものとして設定しました。

医療的ケア児等を受け入れている障害児通所支援および生活介護事業所の数値については、令和5年8月現在の事業所数を基に、令和7年度・8年度に、年1カ所ずつ増やしていくことを目指します。

医療的ケア児等コーディネーターの配置人数については、現在の人数を基に、令和7年度に1名増員することを目指します。

#### 目標達成に向けた取り組み

- 発達支援コーディネーターの養成を継続します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における障害理解の促進を図るとともに、これらの場における課題の解決に向けて、教育委員会等の関係機関と連携して取り組んでいきます。
- 発達障害等に関するピアカウンセリングとしての相談のしづらさを緩和するため、市や基幹相談支援センター等が主催して、障害福祉相談員による相談会を開催します。
- 市や基幹相談支援センター等が、発達障害等に関するピアカウンセラー養成研修等を実施し、研修修了者をピアカウンセラーとして認定する仕組みを検討します。
- サポートブックの活用やトライアングルプロジェクトの推進による家庭と教育と福祉との連携の強化を図ります。
- サポートブックの電子化(デジタル化)を研究します。
- 「療育すこやかガイドブック」にサポートブックやトライアングルプロジェクトの内容を記載し、広く周知を図っていきます。
- 医療的ケア児の支援にあたっては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に沿って対応します。
- 重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズについて、医療機関等の関係機関と情報連携をしながら把握します。
- 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援を行う支援者の養成や看護師等の確保のための取り組みを検討します。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討します。
- 医療的ケア児等に関する課題について、引き続き、「医療的ケア児等支援協議会」の場にて協議するとともに、保健・医療、福祉、教育・保育、行政等の関係機関が、課題解決のために協働して取り組んでいきます。
- 重症心身障害児や医療的ケア児に対する移動支援施策の充実を検討します。
- 医療的ケア児に対する在宅レスパイトケア事業等の実施を検討します。
- 国の補助制度を活用するなどし、医療的ケア児を受け入れることができる短期入所事業所の新たな設置への支援を検討します。
- 福祉型障害児入所施設の建設(建て替えも含む)を支援し、市内に障害児のさらなる入所定員枠を確保できるよう努めます。